

不用物品（車両）の売払いに係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和四年八月三日

青森県警察本部長 櫻井美香

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物品の売払いとし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。  
車両 二十八台
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - 1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - 3 都道府県知事より自動車リサイクル法に基づく引取業者として登録された者であること。
  - 4 古物商許可証を有している者であること。
- 三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課調度係  
電話 ○一七―七三三―四二二一
- 四 入札の場所及び日時  
青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部三階第二会議室  
令和四年九月一日 午前十時
- 五 入札保証金に関する事項

見積もる金額の百分の五以上に相当する金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除する。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 六 契約保証金に関する事項  
契約金額の百分の五以上に相当する金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除する。
  - 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 七 契約書の取り交わし時期  
落札決定の日から七日以内
- 八 代金の納入期限  
契約締結の日から十五日以内に全額納入とする。
- 九 その他
  - 1 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - 2 現場説明  
現場説明は、令和四年八月二十四日 午後一時三十分から、青森県警察本部警備部機動隊（青森市大字新城字天内百三十の三）において行う。